
平成24年 第1回定例会

一般質問 岡元由美議員

平成24年 6月7日

▶質問

公明党の岡元由美でございます。1年ぶりの質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

4月18日に発表された東京都の首都直下型等地震における被害想定は、東日本大震災以降、漠然としていた不安感を一気に現実味を帯びた危機感へと変化させました。新たな被害想定では、区内の一部で震度7、特に東京湾北部地震の場合、建物被害は全壊1万1108棟、半壊2万9224棟、焼失家屋は3万2218棟、人的被害は死者1073人、負傷者1万412人と発表されました。天災を避けることはできませんが、限られた財源の中でも人の命を守ることを最優先に、いかに防災、減災できるか、公助としての行政の責任の重さを痛感いたします。

首都直下地震で建物の倒壊に並んで大きな被害をもたらすのが火災であり、特に火災による甚大な被害が懸念される密集市街地を着実に解消しなければなりません。大森駅西口の山王は、かつて文士たちが散策を楽しんだ小道が残る緑の多い地域です。戦火を逃れ、路地の多い木造密集地域は区内にもたくさんありますが、山王の特徴は幅員の狭さだけでなく、起伏が多く、蛇行している上、あちらこちらに急な階段があることです。一たん火災が起きれば大きな消防車は入れず、延焼する危険性が高いので、いかに初期消火できるかが重要となります。

阪神・淡路大震災も震度7の直下型地震で、神戸市内は地震直後から50か所以上の同時火災が発生し、約7000棟が全焼しました。地震により消火栓が壊れたり、建物の倒壊や

道路の陥没で消火活動が困難だったことが被害を拡大させました。東京消防庁は、この阪神・淡路大震災の教訓から都内消防署10か所で消防バイクを運用しています。

参議院予算委員会における我が党の竹谷とし子議員の提案に対し、消防庁長官から、木密地域での火災、あるいは地震が起きたときの救急救助といった観点から見ますと、消防活動用のバイク、これは有効ではないかと考えておりますので、各消防本部に対しまして、その有効性等につきまして適切な助言をしまいたいと考えておりますとの答弁がありました。

区内で唯一消防バイクが配備されている蒲田消防署羽田出張所でお話を伺ってまいりました。クイックアタッカーと呼ばれる消防活動二輪車で、主に高速道路などの車両火災の消火活動に出動しているそうです。水9リットルに泡2%を加えたタンクと空気ポンペを搭載した1号車と、人命救助のための油圧カッターや救命用具を搭載した2号車が1組になって現場に向かいます。オフロード車のため機動力にすぐれ、液状化等の路面不良の状況でも走行可能で、ポンプ車が通れないような狭い路地でも迅速に現場へ到着でき、初期消火に当たることができます。また、被害状況などの情報収集の役割も担っているそうです。

消防バイクには様々なタイプがあります。あるメーカーが開発したミストドラゴンはスクータータイプの改造型で、約55リットルタンクを搭載し、放水時間は5分間、細かい霧状に水が噴霧され、水の霧で自分の身を守りながら消火することも可能だそうです。従来の大量放水消火と比較して30分の1程度の水で済み、さらに霧だと水の圧力で家が壊れたり、水浸しになることも防げるそうです。

このたびの補正予算に消火栓とホースを簡単に接続できるスタンドパイプが計上されています。木密地域の対策として有効であると思いますが、消火栓は約200メートル間隔、スタンドパイプに接続するホースの長さは80メートルしかありませんので、消火ができない空白な場所ができてしまいます。区内全域を網羅するためには消防バイクが有効と考

えます。各消防署に配備するよう東京都へ働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか、お伺いいたします。

スタンドパイプの設置も羽田出張所裏の道路で体験させていただきました。丁字型の開栓器ハンドルを たたくように回すと水が出ました。今回配備予定のスタンドパイプは直径40ミリホース対応で、消防署の65ミリ 対応のものより水圧が弱く、消防士以外でも扱いやすいそうです。しかし、一番の問題は消火栓の鉄のふたが重くてあけられないことでした。棒を差し込んでこの原理で持ち上げますが、びくともしません。ここは消火栓が1口で、ふたの横幅は五、六十センチ程度でしたが、2口のふたはさらに一回り大きいので、男性でも1人で持ち上げるのは大変だと思います。ふたの大きさに比べ、内部はがらんとしています。余震が続く非常時の作業となります。もっと実用的なふたにできないものでしょうか、お伺いいたします。

次に、大田区防災会議の委員について伺います。

本年度予算特別委員会で清波委員が大田区防災会議の委員に女性の登用を訴えました。大田区防災会議条例で指定されている11の官職指定の中で、必ず女性が委員になる官職はありますか。人事のたびに女性の委員が減ったり、いなくなったりでは、防災計画の作成においても、災害発生に関する情報収集においても女性の視点が反映されません。備蓄物品の検討、避難所の開設から運営、時間とともに変化する避難者の要望の把握や対応を行う職員派遣など現実的な女性の視点が欠かせません。日中避難所で過ごされるのは女性と高齢者、要支援の方々に、その方々を支援するのもまた女性です。

阪神・淡路大震災後の復興総括部長を務められた清原桂子兵庫県理事は、女性の視点の強みとして、日々の暮らしの現場を担う生活者であること、肩書きにとらわれない横の人間関係づくりがうまい、議論の堂々めぐりよりもまず行動、うまくいかなかったらやり直せばいいという現実的、行動的な特性を挙げています。男女共同参画の視点からも、復興のあらゆる場、組織に女性の参画が必要だと思います。女性の委員を確保するには、

条例の その他区長が必要と認める者として、例えば民生委員・児童委員、NPO男女共同参画おた、地域包括センターの医師会管理者等、具体的に個人指定する必要があります。そして、次回の防災会議にはぜひ個人指定の女性 委員が誕生するよう早急に推進することを要望いたしますが、いかがでしょうか。

次に、区民住宅、区営住宅についてお伺いいたします。

区民住宅使用料の収入未済額は、平成18年度約1700万円と比較し、22年度は約5000万円とほぼ3倍、区営住宅 についても、18年度約3200万円に対し、22年度は1200万円増の約4400万円と年々大幅に増加しています。区民住宅、区営住宅を合わせると22年度の収入未済額は実に9378万円です。まず、現状及び原因についてどのような見 解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

区としても、職員が電話や直接訪問による催促、高額滞納者に対しては弁護士による法的措置等積極的な対応 をされています。昨年からは指定管理者による早期の回収への着手も進んでいるようです。しかし、これらはあくまでも滞納が発生した後の対策であり、防止にはつながっていません。1か月でも引き落としができなければ 督促状を、3か月を超えたら催告書を送っているようですが、弁護士に委任するタイミングはいつでしょうか。区民住宅と区営住宅では家賃が大きく異なりますが、滞納期間でしょうか、滞納額でしょうか。当然、弁護士に 委任すれば経費はかかります。しかし、債権回収の報酬は回収金額に応じた額になりますので、早期に弁護士委 任をするべきと考えます。

住宅供給公社による管理代行制度を採用している自治体もあります。指定管理者の管理業務に加え、入居者に対する所得の申告請求や高額所得者及び不正入居者に対する明け渡し請求が認められています。納付指導などの 初期滞納者対策と訴訟などの悪質な長期滞納者対策の役割分担をすることで、効率的な滞納整理が図られ、滞納 金の回収が見込まれると言われてしています。福祉的要素の強い区営住宅にはなじまないと思いますが、区民住宅の 管理には有効ではないかと考えます。見解をお伺いいたします。

大田区営住宅条例施行規則には、連帯保証人の資格の中に、「確実な保証能力を有する者であること。」とあり、連帯保証人が死亡したとき、もしくは確実な保証能力を欠いたときは、新たに要件を備えている連帯保証人を定めて、連帯保証人変更届を区長に提出しなければならないとしています。民間では、2年の更新のたびに連帯保証人を求め、同一の保証人であっても印鑑証明の提出が必要になってきています。公営住宅の場合、更新という考え方はありませんので、1度入居されると亡くなられるまで住み続けられる方が多いと思います。その場合、連帯保証人の保証期間は無期限となります。長い年月の間には転職等による収入減や年金生活に変わるなど保証人の環境も変化するはずで、保証人になったことも忘れられてしまうかもしれません。使用者が申し出ない限り連帯保証人の資格を確認する機会がありません。

保証人の目的として、使用者が亡くなられた場合の家財処分や住宅の明け渡し等があります。区営住宅は特にひとり暮らしの方が急速に増えていますし、身内の方と連絡がとれないことも多いと聞きます。使用者の居住が不安定にならないよう、十分な配慮が必要ですが、公営住宅においても何年ごとと一定の時期を決めて連帯保証人を立てていただく時期が来ているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、所得制限を満たせば年金受給者でも連帯保証人になることは可能でしょうか。一般的に連帯保証人には親、兄弟など身内が多いわけですが、様々な事情で立てられない方も増えています。そこで、区営住宅においても区民住宅で活用している保証会社の利用は可能でしょうか。他の自治体での事例はありますでしょうか、お伺いいたします。

また、規則には、使用者の資格として、「区営住宅の申込みをする日の1年前から引き続き大田区内に居住していること」としています。生まれ育った大田区にずっと住みたいと何年間も申し込みをされている一方、転居してきて一、二年で抽せんに当たる場合もあります。抽せんですから公平ではありますが、長年待ち望んでいる方々が不満に思われる心情も理解できるところです。他区の募集要項を見ますと、申し込み時点で居住し

ていけばよいというところもあります。使用者資格の居住年数については区の裁量で決定できるものでしょうか。できるのであれば、5年あるいは10年としてもいいのではないのでしょうか。

新宿区では、平成25年度から高齢者単身者向き及び障がい者、単身者の募集に際し、応募回数3回以上で倍率を2倍にする優遇制度を試行導入するそうです。本区でも優遇制度の導入を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、子どもの安全についてお伺いたします。

新学期が始まって間もなく、小学1年生のお母さんからご相談がありました。お子さんに防犯ベル付きの携帯を持たせたが、学校への持ち込みが許されないため、通学時には利用できない。品川のように一斉配付にならないか、せめて持ち込みを認めてもらえないかとの内容でした。大田区の防犯ブザーのフックはランドセルにつけるタイプなので、通学以外ではポケットにでも入れなければ持ち歩けません。このみまもりケータイはネックストラップなので、常に身につけていることができます。

品川区では、今年度からこれまでの近隣セキュリティシステムによる携帯端末をバージョンアップさせた新まもるっちを全児童に貸与しました。貸与されたばかりの携帯電話を見せていただくと、待ち受け画面は時計になっていて、裏面には区の紋章とまもるっちセンターの連絡先がプリントされ、学校名、学年、氏名の記載されたラベルも張られていました。また、通話料を自己負担すれば市販のみまもりケータイと同様に通話も可能で、その方は日常的に利用されているとのことでした。児童が警報ピンを引くと、区役所内に設置されたセンターに発信され、センターがまもるっちを通じて会話し、緊急性の判断を行う。緊急性がある場合は、保護者や学校、協力者、生活安全サポート隊に連絡が行き、対応する。保護者等が協力者に登録、児童が小学校を卒業した後も引き続き登録されている方もいて、登録者数は増加傾向にあるとのこと。見守りの意識を持った登録者が増えていくことは安心が増えることにつながると言えます。

昨年度配信された大田区の不審者情報は106件、2月17日に初めて犯人検挙のメールがありました。パトロール強化の成果として検挙できた場合は、ぜひ配信をお願いいたします。また、不審者に遭遇した際、防犯ブザーによって近隣の方が駆けつけたケースはありましたでしょうか。メールの内容からは判断できません。以前、同僚議員の質問に対し、GPS機能付きの防犯ブザーは、周辺に人がいない場合は効果があるが、人がいる場所では防犯ブザーによる危険の発信が有効であるとの答弁がありました。しかし、本当に防犯ブザーが有効であるか検証できているとは思えません。改めて防犯ブザー付きのGPS小型携帯端末の貸与を要望いたします。また、貸与が実現するまでは、各自で購入した場合、通学時の使用を認めていただきたいと思います。連日のように配信される不審者情報を見ても、最近はお女の子が平手でたたかれたり、顔面や腹部を殴られたりと危害を加えられるケースが増えていて、とても心配になります。毎回けがはなかったとのことですが、子どもの心には恐怖心が残っていることを忘れてはならないと思います。

防犯意識の向上と犯罪の抑止を図ることを目的とした区民安全・安心メールは、防犯情報、防災情報、気象情報、地震情報等が配信されていますが、受信者からよく要望されるのが不審者情報を必要なエリアで選択できないかということです。地震情報や気象情報についてはリアルタイムで配信されますが、不審者情報は保護者からの通報を受けて配信されるため、前日あるいは土日を含めると3日前の情報となる上、区内全域の情報を知っても対応できないとの声です。例えば、地域庁舎単位に分けて各自が希望するエリアを選択できないものでしょうか。4分の1になるだけでも保護者の心理的負担は随分軽くなると考えます。

通学中の痛ましい事故が続いています。未来の宝である子どもたちの安全・安心の大田区を目指し、前向きなご答弁を期待し、質問を終わります。ありがとうございました。

<回答>

▶河野防災・危機管理担当部長

私からは、まず消防バイクの導入につきましてお答えさせていただきたいと思 います。議員ご指摘のとおり、災害の人的・物的被害を最小限に抑えるためには、延焼火災に対す る初期消火活動は非 常に重要でございます。そのために、区では、街頭消火器やC級、D 級の可搬式ポンプとともに、今回、補正予 算で出しました初期消火用のスタンドパイプ の配備を予定しております。また、区内の消防署では、議員ご指摘 のとおり、蒲田消防署 羽田出張所に1隊3台の消防バイクを配備しております。この消防バイクを含め、初期消 火等に有効な機材の活用につきましては、機会をとらえて消防署に要望していきたいと思 います。

また、スタンドパイプの利用に関して、実用的なふたについての件でございますけれど も、このスタンドパイプ用の消火栓のふたですけれども、消防庁では防火水槽の親子ぶ たを広めるように現在取り組んでおります。これらとあわせまして、消火栓についても消 防署に要望していきたいと思 います。

次に、大田区防災会議への女性委員の件ですけれども、大田区防災会議は、それぞれの 立場から広くご意見を いただき、ご審議をいただいております。現在、大田区防災会議 条例では11団体・機関から委員を指定してお りますけれども、女性が委員として指定さ れている団体・機関はありません。しかし、一方で、大田区防災会議 条例第3条第5項第 12号の中で「その他区長が必要と認める者」という条文があります。今後、ただいまいた だ きましたご意見を参考に、防災会議に女性委員を選任できるよう検討していきたいと 思 います。

次に、GPS機能つき小型携帯端末の貸与につきましてですけれども、情報機器の発達、 進化に伴いまして、GPS機能つき携帯電話を含め様々な安全・安心の情報ツールがありま す。この間、品川区のGPS機能と防犯 ブザーつき携帯電話も調査研究しましたけれども、

利用状況や費用、効果及び携帯電話会社や民間警備会社等の既存の見守りシステムの状況などから総合的に検討しますと、現時点での導入は難しい面もあります。しかしながら、子どもたちは、どこで、どのような形で危険な状況に見舞われるかわかりません。今後とも、引き続き区民安全・安心メールのあり方等につきまして調査研究をしていきたいと思ひます。

また、前段でありました個別の利用の関係でございますけれども、この件につきましては、教育委員会と検討、相談をさせていただきたいと思ひます。

最後に、不審者メールの受信につきまして、希望エリアの設定の件ですけれども、現在、この区民安全・安心メールサービスの不審者情報は、区内全域の希望する保護者と区民に対して一斉送信しております。現在のシステムは、不審者情報の発生件数の少ない地域の方でも、不審者情報が発生した場合には送信されます。このため、ご指摘いただきました保護者等の心理的不安の軽減やより細やかな対応がとれるよう、今後、メール配信を希望する保護者が希望するエリアを選択できるようなシステムについても検討していきたいと思ひます。私からは以上です。

▶太田まちづくり推進部長

主として区営住宅、区民住宅等に関する7問の質問に対しまして、順次お答えをさせていただきます。

まず、区営住宅及び区民住宅の住宅使用料の収入未済額についてのご質問でございますが、決算で報告している額は過年度分も含めた累計金額となっております。議員ご指摘のとおり、年々額は増加しております。この主な原因は、現年度分の滞納が増えているというところでごございまして、現年度分の滞納が増える原因は、不況で家計が苦しくなっていることなどが考えられるのではないかと思っております。また、特に区民住宅では、入居

者の高齢化が進展し、退職などにより所得が減少した世帯が増えていることも原因の一つではないかと考えております。

区では、平成21年度から高額滞納者との交渉を弁護士に委任してありまして、平成21年度と平成22年度に委任した15件のうち、完済したものが2件、和解成立したものが3件、訴訟を提起したものの、または訴訟予定のものが5件、破産または破産手続き中のものが3件、住宅を明け渡したものが6件など、成果を上げてきているところでございます。また、現年度分の滞納を抑制するためには、初期の段階からの取り組みが非常に重要であると認識しておりますので、今後も滞納対策に力を注いでいきたいと考えております。

続きまして、区営住宅及び区民住宅の使用料が滞納となった場合の弁護士への委任についてのご質問でございます。平成22年度までは、100万円以上の高額所得者について委任をしてまいりました。平成23年度からは、区営住宅につきましては10万円以上、区民住宅につきましては30万円以上の滞納者について弁護士への委任をしているところでございます。この金額は、おおむね使用料、家賃でございますが、この3か月分に相当するというところでございます。高額滞納者の事例は徐々に件数が減りつつありますので、今後もこの基準で、早期に弁護士に委任するように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、区営住宅と区民住宅、特に区民住宅の使用料に関する滞納者対策の役割分担についてのご質問ですが、お話の住宅供給公社の管理代行制度ですが、これは公営住宅法と地方住宅供給公社法を根拠といたしまして、2005年6月に制定しているものでございます。管理代行者は地方公共団体または地方住宅供給公社に限定されていて、公営住宅管理に当たり代行することができる範囲として、家賃に関すること以外すべてについて事業主体、自治体にかわって権限を代行することが可能となっております。

このようなことから、この制度では、高額所得者に対する明け渡しの請求や、高額所得者の明け渡し期限の延長、収入超過者に対する他の住宅のあっせん、不正入居者等に対する明け渡し請求等ができることとされています。公営住宅の一体的な管理によりまして効率

性とサービスの向上を目的としてつくられた制度でございまして、住宅供給公社等の実績といたしましては、都内では町田市で行われていると聞いております。

大田区では、平成24年から入居者管理業務を指定管理者に代行させております。このため、初期の滞納に関する連絡は指定管理者が行っております。一定程度滞納額が膨らんだ場合はまちづくり推進部住宅課が弁護士に委任するなどして対応しているという状況でございます。今後も、指定管理者と連携をとりながら対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、区営住宅の入居者の連帯保証人についてのご質問ですが、大田区では、毎年6月の収入申告時に連帯保証人の氏名を記入していただいているところでございます。しかし、高齢の入居者の中には、入居時の連帯保証人が死亡するなどして、かわりの連帯保証人がなかなか見つからないという入居者が増加していることも事実でございます。

続きまして、区営住宅の入居者の連帯保証人の条件と保証会社についてのご質問でございます。まず、連帯保証人は関東近県に居住する成人であって、年間所得が124万8000円を超える方であればだれでも可能ということになってございます。また、今年4月から区民住宅の入居者の連帯保証人について保証会社が利用できるように制度改正を行いましたが、区営住宅については現在検討中というところでございます。実際に区営住宅の入居者について保証を行う会社があり、大田区と条件が折り合うということが導入の条件となってまいります。現状ではなかなか見つけにくいかなと思っております。現在確認しているところでは、23区の中で1区導入していると聞いておりますので、実態を把握した上で、諸条件に合致しているかどうかも見極めた上で、利用可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、区営住宅の応募資格に関するご質問でございます。応募資格の居住年数に係る部分について、区の裁量で決めることは可能でございます。このことから、ご指摘いただいた区営住宅の応募資格における区内在住年数の導入について検討していきたいと考えてお

ります。参考までに申しますと、例えば東京都では、家族向けポイントであるひとり親世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯、18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯などや、単身者の場合には都内居住期間が3年としております。一方、区営住宅では、シルバーピアの応募資格は区内の居住期間が3年としておりますが、それを除けば区内の居住期間は1年以上ということになってございます。ご指摘のあった件につきましては、応募資格で区内の居住年数の導入について検討してまいりたいと考えております。

最後に、区営住宅募集に際しての優遇制度についてのご質問でございます。都営住宅のほか、いくつかの区で公営住宅募集に際しての優遇制度について実施しているところがございます。都営住宅の世帯向け空き家募集では、心身障がい者、準多子世帯、公害病認定患者、親子ふれあい同居等については甲倍率で5倍優遇とされております。また、ひとり親世帯、高齢者世帯、多子世帯、小さな子どもがいる世帯、就学前の児童が2人以上いるという条件は乙優遇と申しまして、7倍倍率というのを適用しております。これは都営住宅の例でございますが、千代田区などいくつかの区でも2倍から7倍の優遇倍率を適用しているところもございます。どのような世帯に対して、どの程度優遇したらよいのか、このことにつきましては検討させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。私から以上でございます。

▶ 岡元由美議員

今のご答弁の中で、毎年6月の所得申告時に連帯保証人を記載するけれども、それがなかなか見つからないというご答弁でした。見つからないことが問題ではないかということをお聞きしておりますので、それに対する対策が具体的にありましたらよろしくお願いたします。

▶太田まちづくり推進部長

全くそのとおりでございます、結論から申しますと、高齢者の方の中には今まで連帯保証人として名前を書いていた方が、お亡くなりになるというのは極限的な場合なんですけれども、だんだん昨今の状況により、先ほど申し上げた収入がなくなっているという方もおられるものと想定されるということをお願いしたところでありまして、大変苦慮されている方もいるということをお知らせいたしました。

先ほど、その後のご質問で、保証会社などをやってみたらいかがでしょうかというご質問がございました。区営住宅の場合、家賃は比較的安いということがございます。区民住宅の方では保証会社制度を導入していますけれども、区営住宅の方では可能かどうか、それによって何か居住者の方で利益があれば、それはそれでいいと思っておるのですが、区と折り合いがつかないとなかなか導入ができないという状況もありますので、実態を把握した上で、諸条件と合致しているかどうか見極めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。